

令和4年11月30日

第154号

にしあらい

目次

- P.1 表彰特集
 P.2～3 税務署からのお知らせ インボイス特集
 P.4 税理士会からのお知らせ
 P.5 都税事務所からのお知らせ・無料法律相談
 P.6～7 事務局からのお知らせ
 税を考える週間行事・女性部活動 他
 P.8 事務局からのお知らせ・口座振替のお知らせ

発行 (一社)西新井青色申告会

〒123-0842

足立区栗原1-6-20

TEL 03-3885-4105(代)

FAX 03-3885-4148

<https://nishiaraiairo.or.jp>

令和4年度 納税表彰



東京都主税局長表彰

会長 野口富次郎



令和4年度納税表彰式



西新井税務署長表彰

21支部 菱沼孝行(左から2番目)

16支部 吉田光代(左から3番目)

西新井税務署長感謝状

11支部 佐藤行夫(右から2番目)

16支部 江川種男

(右から3番目 令夫人 美子様)

17支部 高橋秀雄(右から1番目)

18支部 島田忠雄

(左から1番目 令夫人 志げ子様)

(順不同・敬称略)

区制90周年記念特別表彰

副会長 谷田川豊榮

副会長 新井謙蔵

都税事務所長感謝状

21支部 齋藤有子

足立区功労表彰

5支部 堀内恭治

(順不同・敬称略)

【本年中の通常業務は、12月22日(木)で終了させていただきます。】



◆◇ 西新井税務署からのお知らせ ◇◇

消費税

『インボイス制度』は、消費税の申告を されていない方（免税事業者）にも関係します！

○ インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

➤ 令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます。

※ 制度開始時である令和5年10月1日からインボイスを発行するためには、原則として、**令和5年3月31日までに登録申請**を行う必要があります。なお、制度開始後であっても、**随時、登録申請**を行っていただければ、登録を受けることができます。

➤ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として、売手から交付されたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。

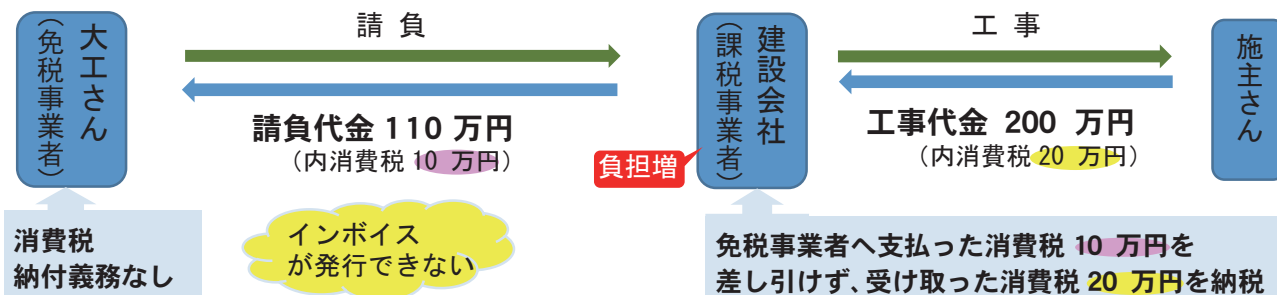
➤ 売手がインボイスを発行するためには、インボイス発行事業者としての登録を受ける必要があります（登録は任意です）。

※ インボイス（適格請求書）は、「売手が買手に正確な適用税率や消費税額等を伝える」ために交付される書類であり、現在お使いの請求書等に、登録番号や消費税額等を追加したものがインボイスとなります。

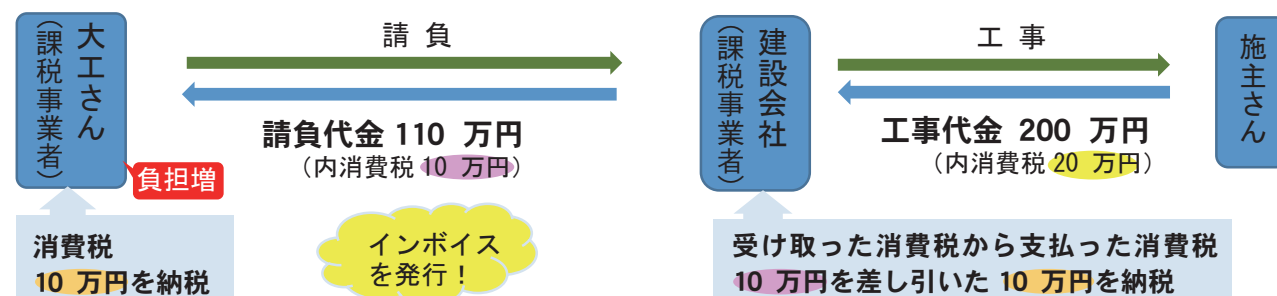


○ インボイス制度になると何が変わるの？

①免税事業者のままの場合



②インボイス発行事業者として登録を受けた場合（課税事業者）



➤ 消費税の申告をされていない方（免税事業者）も要チェック

○ インボイス登録を受けた方がいいの？

➤ 登録を受けるかどうかは任意ですが、まずは次のチェック項目を確認・検討しましょう

売上先がインボイスを必要とするか確認しましょう

登録を受けた場合・受けない場合について検討しましょう

※ 登録を受けると課税事業者となり、消費税の申告が必要となります

※ 登録を受けない場合、インボイスを交付できませんが、売上先は制度開始から6年間は経過措置（一定割合の仕入税額控除）が適用できます

登録を受ける場合は、登録申請手続きを早めにしましょう

※ インボイス制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、

令和5年3月末までに申請が必要です

※ e-Taxでの申請が便利・税理士の代理送信も可能



登録申請手続きについて

➤ インボイス登録を受ける場合の準備

○ 売手としての準備

交付している書類等をどう見直せばインボイスとなるかを検討

売上先に登録を受けた旨を連絡し、インボイスに対応する書類や交付方法を相談

インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討

必要に応じて価格の見直しを検討

○ 買手としての準備

自身の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か確認

仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているかを確認し、必要に応じて仕入先とも相談

受け取った請求書等をどのように保存・管理するかを検討

帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討

事務負担軽減のために、簡易課税制度を適用するかを確認

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度の詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続きに関することやQ & A等を掲載しています。



インボイス特設サイト

住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税について (ローン控除を受けようとする方の注意点)

■制度の概要

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住用家屋の新築、取得又は増改築等（以下「新築等」）の対価に充てるための金銭を取得した場合に、一定要件を満たすときは、下の表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります（以下「新非課税制度」）。

贈与の時期	住宅用の家屋の種類	
	省エネ等住宅	左記以外の住宅
令和4年1月1日から 令和5年12月31日まで	1,000万円	500万円

※省エネ等住宅…一定要件を満たした住宅で、贈与税の申告書に証明書を添付する必要があります。

■他の控除との併用

新非課税制度適用後の残額から、暦年贈与の場合は基礎控除110万円を差し引くことができ、相続時精算課税制度※を選択した場合は特別控除2,500万円(既に活用したことがある場合はその残額)を差し引くことができます。

※相続時精算課税制度は一定の届出が必要です。

■申告手続

この新非課税制度は、贈与税の申告書の提出期間内に贈与税の申告書及び一定の添付書類を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

※贈与税の申告書の提出期間は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までです。

■住宅ローン控除を受けようとする方の注意点

この新非課税制度等の適用を受ける人が、

所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受ける場合に、次の①の金額が②の金額を超えるときには、その超える部分に相当する金額については住宅ローン控除の適用はありませんのでご注意ください！

①住宅借入金等の年末残高の合計額

②住宅用家屋の新築等の対価の額又は費用の額から新非課税制度等の適用を受けた部分の金額を差し引いた額

■その他の要件

今回は住宅ローン控除の適用を受ける方の注意点をお伝えしたく、他の細かい要件は記載していませんが、

- ・受贈者等の要件
- ・住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件

も詳しく定められていますので、適用を検討される方はご確認ください。

12月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、12月27日(火)までにお納めください。

<ご利用になれる納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

スマホアプリ

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を利用して、スマートフォンやタブレット端末で納付書に印刷されているバーコードを読み取ることで納付できます。

クレジットカード

インターネットの専用サイトから納税が出来ます。



インターネットバンキング モバイルバンキング ATM

ページーにて納税ができます。



口座振替

都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、12月10日までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第3期分からの口座振替が可能です。



コンビニ



窓口

金融機関、郵便局、都税事務所・都税支所・支庁の窓口



新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な場合は、所管の都税事務所にご相談ください。

【お問合せ先】

- <課税について> 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
- <納税について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局HP
都税の支払い方法



無料法律相談のご案内

下記日程にて無料法律相談を開催いたします。電話予約のうえお気軽にご利用ください。なお、幅広い法律相談に対応いたしますが、準備の都合上、予約の際に相談内容を簡単にお知らせください。

日 時 令和5年1月18日(水) 午後2時から(相談時間お一人30分以内)

会 場 西新井青色申告会館3階小会議室

申込方法 予約制ですので、必ずお電話ください。TEL 3885-4105

相談担当 第二東京弁護士会所属 安藤裕通弁護士

2月以降に相談をご希望の方は、事務局までご連絡ください。

悩みごとの解決策の一つとして、お申し込みください。



青色共済のご請求忘れはありませんか？

令和2(2020)年5月1日以降の疾病や不慮の事故での入院、死亡の場合にご請求いただけます。

*新型コロナウイルス感染症に係る請求は My HER-SYS や保健所等の療養証明書が必要となります。詳しくは、事務局へお問い合わせください。

「署長講演会」開催

講師：西新井税務署長 武内邦夫殿

10月11日(火)西新井法人会主催の税を考える週間のイベントとして、武内邦夫西新井税務署長を講師に迎え、「国税庁レポート2022」と題し講演会が開催されました。

毎年発行されている国税庁レポートからのお話で、国税庁の組織理念や、組織として目指す姿などを学ばせていただきました。また、酒類行政については酒税のみならず、酒類の品質の確保や地理的表示などにも取り組んでおられること、そして、税金に関する裁判所ともいわれる、国税不服審判所でのお話を聞かせていただき、幅広い業務があることを知りました。

デジタルトランスフォーメーションのお話もありましたが、電子化が進む社会に対応できるよう、当会も準備を進めていきたいと思えます。

大変、多くの事を学ばせていただいた1時間でした。



「税を考える週間イベント」

10月2日 街頭広報イベントを開催



第38回 会員交流ボウリング大会

令和4年10月14日(金)、約3年ぶりとなるボウリング大会が、マルアイボウリング北千住店にて開催されました。



第51回 青申会ゴルフコンペ

令和4年10月23日(日)、多古カントリークラブにて、ゴルフコンペが開催されました。



女性部活動報告

女性部員募集中!!

🌸 きめこみパッチワーク 講師 大島 康子 先生

9月16日(金)申告会会館3Fで、きめこみパッチワーク教室を開催いたしました。当会会員でもいらっしゃる、関原在住の大島康子先生を講師にお迎えし、総勢29名の部員の方が参加されました。細かな作業が多く、予定時間を大幅に超える3時間もの時間、皆さん「全集中!」とても素敵な作品ができました。



🌸 明治座観劇 【坂本冬美オンステージ】

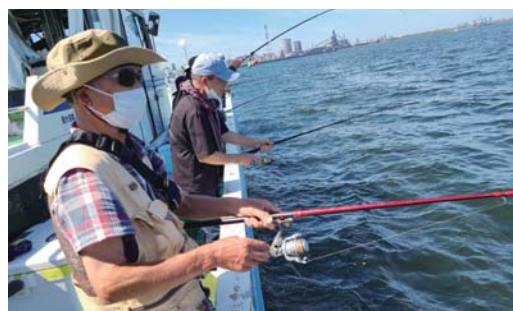
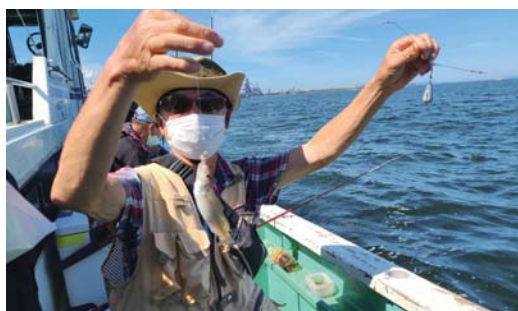
10月18日(火)明治座へ観劇にいきました。千秋楽まで、コロナ感染者が出ずに舞台を開けることが出来たということもあり、演者の方も気合の入った、最高潮な盛り上がりを感じました。幕間には、明治座名物の西京焼きの入ったお昼をいただき、有意義な時間を過ごしました。



釣り同好会発足 令和5年5月開催予定!

詳細は次号の会報で発表いたします。釣りに興味のある方は事務局までご連絡ください。

(TEL 03-3885-4105)



税の無料相談について

東京税理士会西新井支部では、毎週月曜日午後1時40分から4時まで(お一人30分)、(一社)西新井青色申告会会員の方を対象に「税の無料相談」を実施しております。なお、緊急事態宣言中はお受けすることができない場合もありますので、ご希望の方は、申告会事務局までご連絡ください。



決算・所得税・消費税相談会は

予約相談をご利用ください!



まだ予約をお取りでない方は、今回のDM便に同封されている「予約申込のご案内」を使い、締切日までにお申込みください。

フリー相談日は、当日受付100番までで締め切らせていただきますので、相談に応じられない可能性があります。 予約相談のご利用にご協力ください。



予約申込締切日

12月22日(木)

必着

口座振替のご案内

※ 三生収納サービスは、10月1日から大樹収納サービスへ社名変更しました。

会費	振替日
足立成和信金 (通帳印字 シンコクカイカイヒ)	1月25日
ジョブカン青色申告 (通帳印字カイケイソフト)	振替日
大樹収納サービス	1月6日

青色共済 (通帳印字アオイロキョウサイ)	振替日
大樹収納サービス	1月6日
足立成和信金	1月5日
城北信金	1月5日

※ 通帳が残高不足にならないようご注意ください。

再振替日は事務局へおたずねください。

※ 足立成和・城北信用金庫をご利用の方で、収納会社変更に伴い再度お手続きをいただいた方は、書類お預かりの時期により、振替が間に合わない場合がございます。ご了承ください。

『役員変更のご案内』 <敬称略>

役員の変更がありましたので、ご紹介させていただきます。

退任された役員の方には、多年にわたるご協力に深く感謝申し上げます。



○退任相談役 第5支部 土屋 勝

○退任支部長 第6支部 大藤 政夫 第9支部 瀬古 奨 第24支部 矢萩 勇

訃報

昭和60年に支部役員および理事に就任され、平成28年から相談役を務められていた土屋勝相談役が令和4年8月6日にご逝去されました。あらためて土屋様の生前のご功績に対しまして感謝申し上げますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

【次回のクロネコDM便は2月中旬発送予定です。】